

2019年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍政権は「人生100年時代」「全ての世代が安心できる社会保障」を打ち出しています。しかし、金融庁の年金をめぐる報告書は、マクロ経済スライドで給付が減らされる仕組みのもとで、足りない老後資金は貯蓄や投資などの自己責任を迫るもので、安心のセーフティネットが壊されている実態を明らかにしました。安倍政権のもとで、賃金も家計消費も大きく落ち込んでいます。この上10月からの消費税の10%への増税は、国民生活と日本経済に大きな打撃を与えることは必至の状況ではないでしょうか。

社会保障給付費はこの間10兆円もの抑制を強いられてきましたが、今年7月の参議院選挙を経て、医療・介護・福祉・年金の全分野・全世代に及ぶ社会保障費削減と患者・利用者の負担増が具体化されようとしています。

医療では「75歳以上の窓口負担の原則2割化」や「かかりつけ医以外への受診時定額負担の導入」などの患者負担増計画が、介護では「要介護1・2の生活援助サービスの保険外し」「ケアプラン作成の有料化」などが、年金でも「支給開始年齢引き上げ」などの制度改定が政府の審議会で検討され、国会へ法案提出されようとしています。

私たちは、今年40年を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る自治体の役割發揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るために、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】

【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1、安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。

【回答:介護保険課】

介護保険料については、所得段階が第1段階(生活保護受給者を除く)の老齢福祉年

金受給者及び第3段階の方で、前年の合計所得金額が33万円以下の第1号被保険者については、市独自で、保険料の20%減免を実施しています。また、令和元年度からは、低所得者層の負担軽減を目的とした介護保険法施行令の改正に伴い、所得段階が第1段階から第3段階までの保険料の引き下げを実施しました。

第1段階 28,800円⇒24,000円

第2段階 38,500円⇒35,300円

第3段階 48,100円⇒46,500円

②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答:介護保険課】

利用料については、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人等の生計困難者利用者負担額の軽減措置、高額介護サービス費の支給制度があります。また、医療保険と介護保険における自己負担の合算額が負担限度額を超える場合に対象となる高額医療・高額介護合算制度があり、これ以上の減免制度の実施は考えていません。

★(2)介護保険利用について

①介護保険利用の相談窓口に専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答:介護保険課】

専門知識を持った医療職を配置し、認定申請の際に必要に応じて説明・案内をしています。

②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答:介護保険課】

訪問介護における生活援助中心型サービスの回数制限はしていません。平成30年10月1日から、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数を超える居宅サービス計画については、保険者への届出が必要となりました。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答:介護保険課】

一宮市高齢者福祉計画に基づき計画的に施設整備を進めており、平成30年4月に、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護を併設で1事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1事業所開設し、令和元年7月に特別養護老人ホームを1施設開設しました。また、令和2年4月に、看護小規模多機能型居宅介護が1事業所開設予定となっており、待機者の解消に努めています。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答:介護保険課】

愛知県特別養護老人ホーム標準入所指針に従い、適切に対応するよう施設を指導しています。

★(4)総合事業について

- ①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。
サービス利用者の「状態像」を一方的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答:高年福祉課】

現行相当サービスについては、継続利用を可能としています。また、「卒業」については、短期予防通所サービスがこの対象となります、国の実施要綱の短期集中予防サービスにもありますように、専門職が短期かつ集中的に関わることにより生活機能の向上を図る事業ですので、短期間で終了となることにご理解をお願いします。

- ②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答:高年福祉課】

総合事業費は介護保険事業特別会計で確保されています。

(5)高齢者福祉施策の充実について

- ①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答:高年福祉課】

高齢者の居場所としましては、市ではおでかけ広場推進事業、居場所づくり整備事業、ふれあいクラブ活動支援事業を、社会福祉協議会ではふれあい・いきいきサロン運営費補助を行っています。また、認知症カフェは、市で年2回実施しており、その他にも介護事業所など10か所で実施されていますので新たな助成を実施する考えはありません。

- ②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答:高年福祉課】

一般介護予防事業の貯筋教室については、概ね毎年1会場ずつ増やしておりますが、今後も拡充に努めます。

また、平成30年度から、新たに自転車をこぎながらタッチパネルで簡単な数字の問題や絵の名前を答えるなど認知の課題を行うコグニバイクを木曽川老人いこいの家に設置し、認知症予防事業を拡充しています。

- ③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答:介護保険課】

住宅改修費と福祉用具購入費については、受領委任払いを実施しています。高額介護サービス費については、実施する考えはありません。

★(6)介護人材確保について

- ①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

【回答:介護保険課】

介護人材の確保については、国において、介護職員の待遇改善、多様な人材の確保・育成、離職防止・定着促進・生産性向上、介護職の魅力向上、外国人材の受け入れ環境整備など総合的な介護人材確保対策が取られているところです。現段階では、国や県の動向を注視していきます。

②介護職員の待遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

【回答:介護保険課】

介護事業者の待遇改善については、介護報酬における介護職員待遇改善加算の制度があります。また、2019年度介護報酬改定では、介護職員等特定待遇改善加算が創設されましたので、市独自の施策の実施は考えていません。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答:介護保険課】

介護保険施設等の人員配置は、基準省令(例:介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準)で最低基準が定められていますが、施設毎の実情も異なるため加算で評価されている点、介護人材の不足の点からも、条例で一律に規定することは適切ではないと考えます。市の実地指導においては、基準省令や労働基準法等の関係法令を遵守するとともに、実情に応じて職員を配置するよう指導しています。

★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答:市民税課】

地方税法及び同施行令の規定に基づき、12月31日現在(年途中で亡くなられた場合は死亡時点)で要介護1から要介護5の要介護認定を受け、「障害者控除対象者認定書」を発行された方は、翌年度に障害者控除の対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答:介護保険課】

12月31日現在で要介護1から要介護5の要介護認定を受けている方は、「障害者控除対象者認定書」発行の対象としており、「障害者控除対象者認定書」を翌年1月に個別に送付しています。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やすしてください。

【回答:保険年金課】

国民健康保険税は、国民健康保険事業を運営する上で重要な財源であり、法に従って適切に賦課すべきものと考えます。平成29年度までの累積赤字が7億5千万円を超えることを考慮すると、引き下げる状況にはありません。

一般会計の予算は、本来、市民全体のさまざまな施策のために使われるものです。一般会計からの繰入金を増やすことは、市の財政運営に影響を与え、国保加入者以外の市民にも負担を強いることになりますので、額については妥当性を十分考慮すべきものと考えて

います。

- ★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答:保険年金課】

18歳未満の被保険者については、平成22年度から市独自の減免制度として、均等割の3割を減免しています。

- ③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

【回答:保険年金課】

前年の総所得金額が250万円以下の者で、本年の総所得金額の見込み額が前年の2分の1以下に減少する場合は、該当する者に係る所得割額の100分の50に相当する額を減免しており、多くの方が十分に活用できる制度となっています。

- ★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答:保険年金課】

資格証明書の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えます。なお、原則として保険税の滞納額を完納された場合に一般の保険証を交付しています。

- ★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答:保険年金課】

短期保険証の発行は、納税者(滞納者)と納税課職員との面談の機会を増やし納税相談をしていただくためのもので、国保運営上必要な制度と考えます。

【回答:納税課】

納税相談により生活状況を聞き取りながら、納税者の生活実態の把握に努めています。財産を所有しているにもかかわらず、納期内に納税されない場合は、法令等に基づいて差押えを行っています。

- ⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答:保険年金課】

一部負担金の減免は、震災や風水害、火災などにより重大な被害に遭われた世帯や、失業などにより収入が著しく減少した世帯を対象に実施しています。制度については、「国保のしおり(国保制度説明パンフレット)」や市広報、市ウェブサイトなどで周知しています。

- ⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答:保険年金課】

70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続の簡素化については、時期は未定ですが検討中です。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ

差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答:納税課】

一宮市において、児童手当等の差押禁止財産については、差押えを行っていません。滞納の解消にあたり、納税者から滞納原因や現在の生活状況を確認し、納税相談を行っています。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問い合わせる」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答:生活福祉課】

生活保護の相談・申請、及び、保護費の支給については、法に基づいて適正に行っています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答:生活福祉課】

ケースワーカーの充足率は、基準を満たしています。また、研修・会議を定期的に開催し、就労支援や生活指導についても、親切、丁寧に行うよう常に心がけています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【回答:生活福祉課】

過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者の生活状況を確認し、十分に話し合いを行った上で、返還を決定しています。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答:生活福祉課】

資産調査は、法に基づいて適正に事務処理を行っています。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【回答:生活福祉課】

エアコンの購入費用は、法に基づいて適正に事務処理を行っています。また、電気代は、生活扶助費の中で賄われるものと判断しています。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答:保険年金課】

福祉医療制度は、県制度でもありますので、県の動向も注視しながら、現在の制度を維持していきます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答:保険年金課】

子ども医療費助成制度は、中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施しています。現在、対象年齢や一部負担金以外への拡大については考えていません。今後も必要な財源を確保し、持続可能な制度として、現在の制度を維持していきます。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般的な病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答:保険年金課】

精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者に、一般的な病気に対しても助成しています。自立支援医療(精神通院)対象者には、精神通院分の一部負担金の助成を実施しています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【回答:保険年金課】

妊産婦の方には、妊婦健康診査受診票を14枚、産婦健康診査受診票を1枚、ご利用いただいています。現在、医療費助成の予定はありません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

【回答:生活福祉課】

子供の貧困は世帯の貧困(低所得、債務、離婚等)に起因するものと捉え、生活支援相談室(生活困窮者相談窓口)において、複合的な課題を持つ生活困窮者に対し、包括的な支援を行っていますので、特に子どもの貧困対策に関し計画的に推進することは考えていません。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答:生活福祉課】

調査実施の予定はありません。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答:こども家庭相談室】

ひとり親家庭に対する支援計画として、「一宮市ひとり親家庭等自立促進計画」(母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、平成27年3月策定)があります。現在「ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」「ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」「ひとり親家庭等日常生活支援事業」「母子・父子自立支援プログラム策定事業」「キャリアカウンセリング」「母子父子寡婦福祉資金の貸付相談」等実施しています。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。

また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答:学校教育課】

就学援助制度の対象は平成23年度までの認定要件に加えて平成24年度から生活保護基準による認定基準も設け、改訂前の生活保護基準の1.2倍以下の世帯までを対象としています。制度の案内は、市広報、市ウェブサイトの他全児童生徒にお知らせを配布しており、年度途中でも申請できることは周知しております。支給内容の拡充につきましては、援助費が十分でないという実情をふまえ、平成29年度より新入学学用品費の支給額を増額しました。また、入学後に支給していた新入学学用品費について、入学準備に間

に合うよう、新学期開始前に支給しています。

- ④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答:生活福祉課】

現在 1 団体が無料塾を実施していますので、今後の稼働状況を参考に検討していきたいと考えています。

なお、無料塾、こども食堂への支援につきましては、考えていません。

- ★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答:学校給食課】

学校給食法第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定により、学校給食に要する経費(食材費等)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とすることとなっているため現行どおりです。また、経済的な理由により給食費が未納とならないよう就学援助の利用を勧めておりますので、減額などを実施する考えはありません。

- (3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

【回答:保育課】

5月 10 日に成立した子ども・子育て支援法の一部を改正する法律を基に、国が幼児教育・保育の無償化を制度化しています。市としましては、国の方針に沿って、すべての対象者が幼児教育・保育の無償化を受けることができるよう準備を進めています。

- ①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【回答:保育課】

認可保育所の整備・増設は、子ども・子育て支援事業計画に沿って進めており、現在、次期計画(計画期間:令和 2 年度～令和 6 年度)の策定を進めています。保育士資格の有資格者の確保について、正規職員は採用計画に沿って計画的に採用しており、臨時職員の人材確保にあたり、令和元年度から民間の人材紹介会社を活用しています。

- ②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

【回答:保育課】

認可外保育施設について、指導監督の実施機関である愛知県が「認可外保育施設監督基準」を設け、立入調査、指導を実施しています。また、これまで重大事故防止の助言・指導を行っていた巡回支援指導員を増員し、保育所等が遵守・留意すべき指導監督基準等に関する指導・助言を令和元年度より実施しています。市としても愛知県と情報の共有や立入調査の同行などを行っており、今後も愛知県と歩調をあわせて、認可外保育施設における保育の質の維持・向上に努めています。

- ③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないよう減免制度を実施・拡充してください。

【回答:保育課】

国は、幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、給食の食材料費について施設による実費徴収とする方針を示す中で、これまで保育料を減免されていた方には、食材料費の

徴収額についても減免を維持することとしています。市としても、この方針に沿って無償化以前の利用料を上回ることがないよう減免制度を実施します。

7. 障害者・児施策の拡充について

- ★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答:福祉課】

グループホーム建設補助事業など、一宮市障害福祉計画に示したサービス量見込の達成及び提供体制の確保策を進めています。

- ②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答:福祉課】

障害福祉サービスの利用者の障害の状況や希望する暮らしの実現のため、サービス等利用計画の内容をふまえて、支給決定しています。

- ③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答:福祉課】

移動支援につきましては、通学等の通年かつ継続的な利用、入所施設の入所者の利用及び通院は対象としていません。

- ④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【回答:福祉課】

入院中のヘルパー派遣については、医療機関で対応すべきものであるためヘルパー利用の対象としていません。なお、平成30年度からは重度訪問介護の支給決定を受けている方で一定の要件を満たす方は看護師らとのコミュニケーション支援が認められています。

- ⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答:福祉課】

障害者(児)における障害福祉サービス等の利用者負担については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令で定められていることで、変更することはできません。

- ★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

- 1)一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答:福祉課】

「介護保険利用優先」の原則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で定められている事項であり、市として変更することはできません。ただし介護保険で対応できないサービスについては利用状況などに基づき障害福祉サービスをご利用頂いています。

- 2)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答:福祉課】

この要件は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律で定められている事項であり、一宮市として変更することはできません。ただし介護保険で対応できないサービスについては利用状況などに基づき障害福祉サービスをご利用頂いています。

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【回答:福祉課】

高額障害福祉サービス等給付費の支給対象者には申請の案内をお送りしています。

- ⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答:福祉課】

共同生活援助(グループホーム)の人員配置及び報酬単価については、障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準で定められています。一宮市として補助対象とすることは考えていません。

- ⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答:福祉課】

居宅介護の報酬単価については、障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準で定められています。一宮市として補助対象とすることは考えていません。

8. 予防接種について

- ①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答:健康づくり課】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチンの任意予防接種については、厚生労働省の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において効果や定期接種化などが検討されていますので、その動向を見守りたいと考えます。また、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種助成と定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種については、現在のところ予定はありません。

- ②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答:健康づくり課】

成人用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担金については、平成26年10月に定期接種化された際4,000円から半額の2,000円としました。利用者に負担感が大きくならないように配慮し決定しておりますので、ご理解いただければと存じます。また、2回目の接種の助成については、現在のところ予定はありません。国の動向等を見守りたいと考えます。

9. 健診・検診について

- ★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答:健康づくり課】

平成31年4月以降の妊娠届から、産婦健康診査の受診票を1枚お渡ししています。産婦健康診査を開始したところのため、まずは1回を確実に受診されるように勧めていきたいと考えます。

- ②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答:健康づくり課】

妊産婦歯科健診の受診者数は、平成30年度1,156人と、すべての妊産婦が受診している状況ではありません。妊娠期1回、産後1回と健診回数を増やす前に、まずは1回の

受診率の向上を図るため、母子健康手帳の交付時や訪問、健診時に受診を勧めたり、市内の産科・小児科に妊産婦歯科健診の勧奨ポスターを掲示するなどの啓発に努めていますのでご理解ください。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答:健康づくり課】

現在は常勤臨時歯科衛生士が1名と、非常勤臨時歯科衛生士17名(平成31年4月1日現在)で様々な事業を実施しております。今後、必要に応じて検討していきたいと考えています。

【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

【回答:議事調査課】

【Ⅱ】1.2は一宮市議会の陳情書の取り扱い方法で対応します。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。
- ②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。
- ③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。
- ④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために待遇を改善してください。
- ⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。
- ⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1) 福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。
- ②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。
- ③精神障害者医療費助成の対象を、一般的の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。
- ④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

(2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

以上